

2024/06/14 大災害と障害者

滋賀県難病連絡協議会（肢体障害）

とある訪問介護の事業所が避難場所を障害者に尋ねた。「避難場所？知らない。…自宅かなあ。どこに行けば良いのか分からない。」ほとんどの障害者はそう答えたそうです。

災害が起きたら、障害者、難病者、高齢者は逃げ遅れる。

障害者は、災害時に普段以上のハンディとなる。自分の避難場所すら分からない。これが現状です。

2011年3月11日の東日本大震災未曾有の大災害の中、障害を持つ人々に何が起きたのか？福島県を中心に被災した障害者とそこに関わる人々。障害者ゆえに、地震や津波から身を守れず、また必要な情報も得られない。「ここではとても生活できない」「周囲に迷惑をかけるから」と、多くの障害者が避難を諦めざるを得なかった。そうした中で避難所に入った障害者を待ち構えていたのは、避難所での不自由な避難生活。想像しただけで、行きたくない。自宅で過ごしたい。と考えてしまいます。また、避難場所から仮設住宅へ入居しても、そこでも大変な不自由を強いられる。震災後に亡くなる、いわゆる二次災害の問題。滋賀県は災害の少ない良い土地柄ではありますが、今年の正月には能登震災とたび重なる余震により、早急にこの問題に取り組まなければならないと危機感を抱いております。

緊急時に、どうやって生命を守るのか？

災害時に自力での避難が難しい人々は、あらかじめ避難の手段や援助者の確保などの手はずを整えておく必要があります。「きっと誰かが助けに来てくれる」というフワッとした期待では生命を守れません。災害時には、行政や消防といった公的機関も被災しており、通常の行政サービスは極度に低下しているでしょう。また、福祉介護サービスなども同様でしょう。そこに期待しても無理なのです。災害時の公序・共助・自助の関係を考えなければ

ばなりません。

公助では、災害を防ぐ、被害を減らすといった防災・減災対策を講じること。これらは行政が責任をもって行うべきです。

共助では、いざ災害が発生し、公助が間に合わない局面では住民の助け合いが大事であると考えます。そのような住民の助け合いを形成していく普段からの取り組み、避難訓練などは、行政がバックアップしていくべきでしょう。

さてその共助ですが、津波や火事、水害といった、ただちに避難しなければならないケースでは、近所の人たちの助けを借りなければなりません。そのためにも常日頃からの「ご近所付き合い」が肝心です。障害を持つ人が地の関係ではいざという時の救助を頼むというところまでの関係性は域で暮らしていても、どれだけ地域住民との関係を築けていたかがいざという時に運命を左右します。「緊急事態がおきたら駆けつけるから」と言ってくれるご近所さんを数名確保しておかなければなりません。これは自助というところでしょう。ところが、そのご近所さんも誰に頼んでおけばよいのか実際の所は分かりません。挨拶程度築きにくいものです。今日、お越し下さっておられる民生委員の方々が頼みの綱であります。どうか宜しくお願い致します。

また、地域の避難計画作りや避難訓練にも積極的に関与していくことも大事なことです。しかし、通常の避難訓練に障害者の姿を見ることはあまりありません。3.11 以前の避難訓練は「行事化」していたことが被害を大きくした要因の一つかも知れません。

避難訓練は災害時要援護者と共に行うことが、本来の姿ではないでしょうか？このような取り組みをしていた先進的な地域もありました。

「宮城県八幡町では、災害時に要支援者のもとに駆けつける地域支援者の体制ができていた。その結果、要援護者の登録のあった 17 件中 15 件が避難でき、命が助かった。今後はこのような地域支援者の体制作りが全国的に急務だ。」震災・放射能汚染後をどういきる

のか 第 3 回ふくしまフォーラムでの立木茂雄さん（同志社大学社会学部教授）の講演でお話しくださっておられます。

災害時には安否確認と救出支援が急務とされます。そのために必要なものが「災害時要援護者名簿」です。東日本大震災では、この名簿が活用されたところは全国で 2 カ所しかありませんでした。なぜ活用されなかったのでしょうか？そこには個人情報保護法という大きな壁があったのです。

阪神・淡路大震災時にはこの法律はまだ無かったため、東日本の災害では個人情報保護法への過剰反応や運用方法の誤解が高齢者・障害者支援への遅れになりました。

市町村の個人情報保護条例では「人の生命又は身体の保護の目的のために緊急かつやむを得ないと認められるときには、保有個人情報の目的外利用や外部提供を行うことが認められる」と明示されています。にもかかわらず、残念ながら「名簿」は開示されませんでした。災害時要援護者名簿をどう活用するかを考えなければなりません。

高齢者や障害者などの避難を困難とする人たちのために、国は市町村に対して災害時要援護者名簿の作成を促進していました。平成 23 年 4 月には 52.6%が策定済みとなっているようです。滋賀県はこの名簿を作成されているのでしょうか？

しかし作成されていた「名簿」も課題が多くあり、東日本大震災直後に開示された「名簿」は実際にはあまり役に立たなかったそうです。今、この課題に取り組まなければ災害時要支援者名簿は形だけのものとなってしまう、多くの要援護者への支援が閉ざされます。災害対策基本法改正では災害時要援護者名簿の作成が義務化され、見直しが進められているようです。

災害時要援護者名簿を活用するためには、誰がどのような方法でどこへ避難するのか災害に応じた個別支援計画がなければなりません。総務省が平成 23 年 4 月に発表した個別支援計画の策定状況は 22%しか策定されていませんでした。3.11 を経た平成 24 年度でもこ

の数字は 33%にしか増えず、個別支援計画づくりはなかなか進んでいないようです。滋賀県ではこの個別支援計画は策定できているのでしょうか？

個別計画があった市町村でさえも実際の災害には役に立たなかったとの結果もでています。自治体が机上の計画だけで作られている実態であるともいえます。災害対策基本法改正にあたり、地域防災計画の避難行動要支援者の全体を自治体は作り、策定には多様な主体の参画を促すことになっており、支援者、当事者が自らの命を守るためにも自治体と共同して参加しなければならないとおもいます。

私たち障害者が不安に思っているのは、誰が助けに来てくれるのかが分からないこと。避難場所も分からないこと。薬はどこでもらえるのか？避難場所では車椅子対応のトイレがあるのか？ベッドから車椅子への移乗介助は誰がしてくれるのか？ヘルパーのボランティアの状況は整っているのか？避難訓練はどこで行われているのか？避難訓練にはどうやって参加したら良いのか？誰が避難訓練に連れて行ってくれるのか？不安な気持ちは増大していく一方です。

今、もし災害が起ってしまったら、自宅で誰かが助けに来てくれるのを安心して待っていても大丈夫だよ。と私に言えるのでしょうか？